





#### あなたの町民税はこうして計算される

### 給与所得の場合

- ① 給与の収入金額が410,000円以下の場合（例250,000円）  

$$250,000\text{円} - \left( \frac{[250,000\text{円} - 10,000\text{円}] \times \frac{2}{10}}{\text{扶養手当額}} + 10,000\text{円} \right)$$

$$= 192,000\text{円}$$
(扶養手当額) (扶養手当額)

192,000円 - (8,600円 + 12,500円 + 100,000円 + 90,000) = 0

したがって、所得割税率はなく、均等割のみとなります。

② 給与の収入金額が410,000円をこえ710,000円以下である場合（例550,000円）  

$$550,000\text{円} - \left( \frac{[550,000\text{円} - 410,000\text{円}] \times \frac{1}{10}}{\text{扶養手当額}} + 90,000\right)$$

$$= 446,000\text{円}$$
(扶養手当額) (扶養手当額)

446,000円 - (15,000円 + 18,000円 + 130,000円 + 90,000円)  

$$= 193,000\text{円}$$
(社会会員料) (扶養手当額) (扶養3人) (基礎手当)

193,000円 ×  $\frac{3}{100} = 5,790\text{円} - 1,000\text{円} = 4,790\text{円}$   
(算定上の支拂い) (支拂い後残額)

③ 給与の収入金額が710,000円をこえる場合（例900,000円）  

$$900,000\text{円} - 120,000\text{円} = 780,000\text{円}$$
(扶養手当額) (扶養手当額の所得割)

780,000円 - (26,000円 + 23,500円 + 160,000円 + 90,000円)  

$$= 481,500\text{円}$$
(社会会員料) (扶養手当額) (扶養4人) (基礎手当)

481,500円 ×  $\frac{4}{100} = 19,260\text{円} - 3,000\text{円} = 16,260\text{円}$   
(算定上の支拂い)

## (税率)

- ① 収入金額が200,000円で扶養親族、専従者がない場合

$$200,000\text{円} - (35,000\text{円} + 8,500\text{円} + 12,500\text{円} + 90,000\text{円}) \\ (\text{収入金額}) \quad (\text{扶養親族}) \quad (\text{社会保険料}) \quad (\text{基礎控除}) \\ = 54,000\text{円} \\ (\text{被扶養者金額})$$

$$54,000\text{円} \times \frac{2}{100} = 1,080\text{円} \\ (\text{税率}) \quad (\text{所得割引額})$$

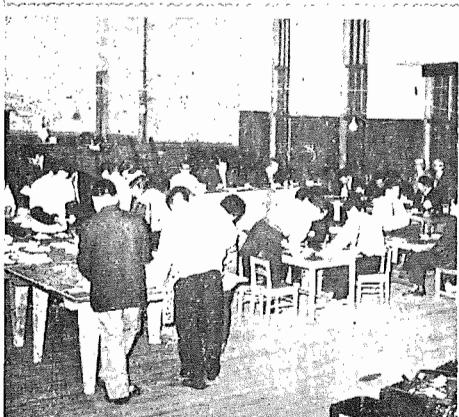
② 収入金額650,000円で扶養親族2人、専従者1人の場合

$$650,000\text{円} - (50,000\text{円} + 68,000\text{円} + 25,000\text{円} + 13,000\text{円} + \\ (\text{収入金額}) \quad (\text{扶養親族}) \quad (\text{扶養親族}) \quad (\text{社会保険料}) \quad (\text{基礎控除}) \\ 20,000\text{円} + 100,000\text{円} + 90,000\text{円}) = 284,000\text{円} \\ (\text{専従者}) \quad (\text{扶養親族}) \quad (\text{扶養親族}) \quad (\text{扶養親族})$$

$$284,000\text{円} \times \frac{4}{100} = 11,360\text{円} - 3,000\text{円} = 8,360\text{円} \\ (\text{税率}) \quad (\text{所得割引額})$$

(後藤) 以上、算出した所得割税額に均等割200円を加えたものが町民税の税額で、また県民税の所得割税額に均等割100円を加えたものが県民税で、この2つを合わせたものが町県民税として課税されます。

なお、県民税の算出方法は、町民税の課税所得金額に県民税所得額の税率をかけて出た数字が県民税所得割税額となります。



農委會

当選者決まる

税の戸数割合を算出するものや、  
1つ税額便用税率を算出するものや、  
から基礎課税額を算出するものや、  
額を課税標準額とし、  
額の方式が  
村の実情に応  
つを選択でき  
ていました。

(第三種郵便物認可) 深い町民税の改正にさされました。税法の改正にさされました。(第三種郵便物認可) 深い町民税の改正にさされました。税法の改正にさされました。

## 町民税の課税方式改正

## 住民の税負担を軽減

山林所得の場合	
課 税 所 得 金	課 税 所 得 金
10万円以下	10万円以下
10万円をこえる	10万円をこえる
20万円以下	20万円以下
20万円をこえる	20万円をこえる
30万円以下	30万円以下
30万円をこえる	30万円をこえる
40万円以下	40万円以下
40万円をこえる	40万円をこえる
50万円以下	50万円以下
50万円をこえる	50万円をこえる
60万円以下	60万円以下
60万円をこえる	60万円をこえる
70万円以下	70万円以下
70万円をこえる	70万円をこえる
80万円以下	80万円以下
80万円をこえる	80万円をこえる
90万円以下	90万円以下
90万円をこえる	90万円をこえる
100万円以下	100万円以下
100万円をこえる	100万円をこえる
150万円以下	150万円以下
150万円をこえる	150万円をこえる
200万円以下	200万円以下
200万円をこえる	200万円をこえる
250万円以下	250万円以下
250万円をこえる	250万円をこえる
300万円以下	300万円以下
300万円をこえる	300万円をこえる
350万円以下	350万円以下
350万円をこえる	350万円をこえる
400万円以下	400万円以下
400万円をこえる	400万円をこえる
500万円以下	500万円以下
500万円をこえる	500万円をこえる
600万円以下	600万円以下
600万円をこえる	600万円をこえる
700万円以下	700万円以下
700万円をこえる	700万円をこえる
800万円以下	800万円以下
800万円をこえる	800万円をこえる
900万円以下	900万円以下
900万円をこえる	900万円をこえる
1,000万円以下	1,000万円以下
1,000万円をこえる	1,000万円をこえる
2,000万円以下	2,000万円以下
2,000万円をこえる	2,000万円をこえる
3,000万円以下	3,000万円以下
3,000万円をこえる	3,000万円をこえる
5,000万円以下	5,000万円以下
5,000万円をこえる	5,000万円をこえる

② 収入金額の合計が四十一万円をこえ七十一年万円以下である場合は(収入金額-41万円)× $\frac{1}{10}$ +9万円)となります。

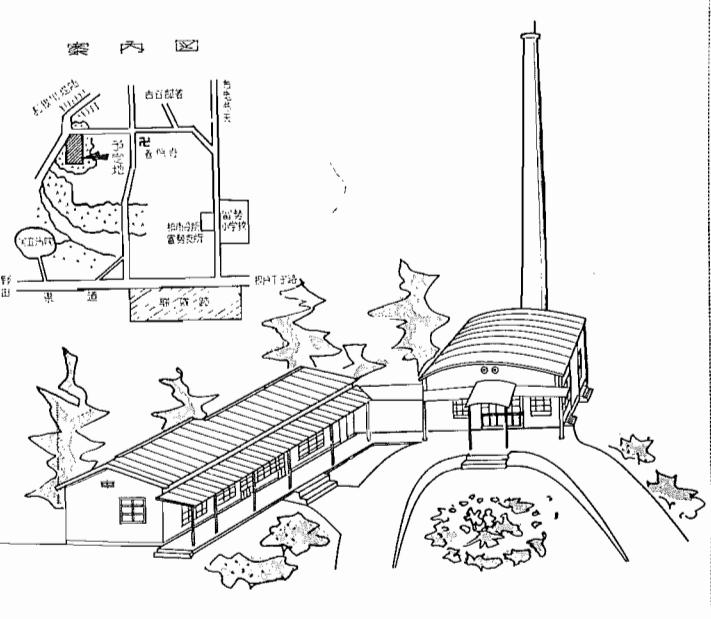
③ 収入金額の合計が七十一年万円以上の場合は十二万円とな

### 町民税所得割の税率表

課 税 所 得 金 額	税 率
10万円以下	下の金額
10万円をこえる	100分の2
20万円をこえる	100分の3
50万円をこえる	100分の4
100万円をこえる	100分の5
150万円をこえる	100分の6
250万円をこえる	100分の7
400万円をこえる	100分の8
600万円をこえる	100分の9
1,000万円をこえる	100分の10
2,000万円をこえる	100分の11
3,000万円をこえる	100分の12
6,000万円をこえる	100分の13
10,000万円をこえる	100分の14

### 県民税所得割の税率表

課税所得金額	税率
150万円以下の金額	100分の2
150万円をこえる金額	100分の4



# ふえている「自転車」の事故

## 自転車通学生は特に注意

最近、自動車による交通事故とともに、自転車による事故がたいへんふえているよう

事故がたいへんふえているよう

です。

一般の人たちはもちろん、

よくに通学に自転車を利用し

ている方は、「つぎのことにつ

いてじゅうぶんきをつけよう。

正しい乗り方をしましよう。

▼事故防止について

自転車はたいていの人が乗

ります。しかし、交通の激し

い場所、坂道、悪い道があつ

たりすると、ただ平地を走れ

るというだけの能力では、自

転車を安全に走らすことがで

きず、事故を起こす場合があ

ります。たとえば、大型自動

車に追い越されるときなど、

発育結果は別表のとおりで

あります。特に坂の下りとか、舗

装道路などでスピードを出す

ことは危険です。

自転車は他の乗り物や通行

している人と同じ道をあ

りて、決して自分一人のもの

ではないのです。お互いに相

手の迷惑にならないようにす

るのは誰でもわかっているこ

とですが、このままきつた

ことが守られないようで

あります。

昭和三十三年生まれの三才

は、記録がまだありませんで

精神的な発育結果について

二四百七十一人の該当者に対

して、検査を行なったところ

一般に開閉の発育が低く、ま

た、三百四十二名が受診し

そのだまど栄養などの点について

考えなければならぬ事が多

いようです。

昭和三十三年5月16日(調査)

3才児検査結果表

男女受診身長体重胸囲指導区分平均

別人員大中小大中小大中小指標身長体重胸囲

1小地区男5620297252291221235—95.8cm14.5kg51.4cm

女4021136181012417194—94.613.849.7

2小地区男147254468241—93.713.652.4

女9621540342—93.613.751.3

3小地区男163764663585191.613.350.8

女157356363393192.812.949.4

4小地区男3420122239271413—96.114.851.5

女3218113198581410—95.514.450.7

湖北地区男39261217193615151—96.913.351.4

女2613103128631310—95.913.650.4

布佐地区男35149121514614129—94.614.652.3

女261111411969891—93.113.950.7

受診人員342名標準男93.014.052.0

女92.013.551.0

△新規採用(4月1日付)

△現行採用(4月9日付)

△異動(4月9日付)

( )内は異動前

湖北支所選舉管理委員会(都市計画課)

書記(税務課)

書記(角川洋)

書記(湖口支所)

書記(鈴木久藏)

書記(税務課)

書記(板倉義信)

書記(角川洋)

書記(高田忠安)

書記(雁田利男)

書記(若泉薦)

書記(大木文夫)

△新規採用(4月1日付)

△現行採用(4月9日付)

△異動(4月9日付)

( )内は異動前

湖北支所選舉管理委員会(都市計画課)

書記(鈴木久藏)

書記(税務課)

書記(角川洋)

書記(湖口支所)

書記(鈴木久藏)

書記(税務課)

書記(板倉義信)

書記(角川洋)

書記(高田忠安)

書記(若泉薦)

書記(大木文夫)

△新規採用(4月1日付)

△現行採用(4月9日付)

△異動(4月9日付)

( )内は異動前

湖北支所選舉管理委員会(都市計画課)

書記(鈴木久藏)

書記(税務課)

書記(角川洋)

書記(湖口支所)

書記(鈴木久藏)

書記(税務課)

書記(板倉義信)

書記(角川洋)

書記(高田忠安)

書記(若泉薦)

書記(大木文夫)

△新規採用(4月1日付)

△現行採用(4月9日付)

△異動(4月9日付)

( )内は異動前

湖北支所選舉管理委員会(都市計画課)

書記(鈴木久藏)

書記(税務課)

書記(角川洋)

書記(湖口支所)

書記(鈴木久藏)

書記(税務課)

書記(板倉義信)

書記(角川洋)

書記(高田忠安)

書記(若泉薦)

書記(大木文夫)

△新規採用(4月1日付)

△現行採用(4月9日付)

△異動(4月9日付)

( )内は異動前

湖北支所選舉管理委員会(都市計画課)

書記(鈴木久藏)

書記(税務課)

書記(角川洋)

書記(湖口支所)

書記(鈴木久藏)

書記(税務課)

書記(板倉義信)

書記(角川洋)

書記(高田忠安)

書記(若泉薦)

書記(大木文夫)

△新規採用(4月1日付)

△現行採用(4月9日付)

△異動(4月9日付)

( )内は異動前

湖北支所選舉管理委員会(都市計画課)

書記(鈴木久藏)

書記(税務課)

書記(角川洋)

書記(湖口支所)

書記(鈴木久藏)

書記(税務課)

書記(板倉義信)

書記(角川洋)

書記(高田忠安)

書記(若泉薦)

書記(大木文夫)

△新規採用(4月1日付)

△現行採用(4月9日付)

△異動(4月9日付)

( )内は異動前

湖北支所選舉管理委員会(都市計画課)

書記(鈴木久藏)

書記(税務課)

書記(角川洋)

書記(湖口支所)

書記(鈴木久藏)

書記(税務課)

書記(板倉義信)

書記(角川洋)

書記(高田忠安)

書記(若泉薦)

書記(大木文夫)

△新規採用(4月1日付)

△現行採用(4月9日付)

△異動(4月9日付)

( )内は異動前

湖北支所選舉管理委員会(都市計画課)

書記(鈴木久藏)

書記(税務課)

書記(角川洋)

書記(湖口支所)

書記(鈴木久藏)

書記(税務課)

書記(板倉義信)

書記(角川洋)

書記(高田忠安)

書記(若泉薦)

書記(大木文夫)

△新規採用(4月1日付)

△現行採用(4月9日付)

△異動(4月9日付)

( )内は異動前

湖北支所選舉管理委員会(都市計画課)

書記(鈴木久藏)

書記(税務課)

書記(角川洋)

書記(湖口支所)

書記(鈴木久藏)

書記(税務課)

書記(板倉義信)

書記(角川洋)

書記(高田忠安)

書記(若泉薦)

書記(大木文夫)

△新規採用(4月1日付)

△現行採用(4月9日付)

△異動(4月9日付)

( )内は異動前

湖北支所選舉管理委員会(都市計画課)

書記(鈴木久藏)

書記(税務課)

書記(角川洋)

書記(湖口支所)

書記(鈴木久藏)

書記(税務課)

書記(板倉義信)

書記(角川洋)

書記(高田忠安)

書記(若泉薦)

書記(大木文夫)

△新規採用(4月1日付)

△現行採用(4月9日付)

△異動(4月9日付)

( )内は異動前

湖北支所選舉管理委員会(都市計画課)

書記(鈴木久藏)

書記(税務課)

書記(角川洋)

書記(湖口支所)

書記(鈴木久藏)

書記(税務課)

書記(板倉義信)

書記(角川洋)

書記(高田忠安)

書記(若泉薦)

書記(大木文夫)

△新規採用(4月1日付)

△現行採用(4月9日付)

△異動(4月9日付)

( )内は異動前

湖北支所選舉管理委員会(都市計画課)

書記(鈴木久藏)

書記(税務課)

書記(角川洋)

書記(湖口支所)

書記(鈴木久藏)

書記(税務課)

書記(板倉義信)

書記(角川洋)